

宜野湾市総合教育会議傍聴要領

平成27年 8月31日
総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、宜野湾市総合教育会議運営要綱（平成27年8月31日決定。）第5条の規定に基づき、宜野湾市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所氏名等を会議傍聴人受付簿（別記様式）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、傍聴又は傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを持っている者
- (4) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 市長は、前各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(撮影、録音等の取扱い)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人への指示)

第8条 市長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は、事務局の職員に指示させることができる。

(定めのない事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から施行する。